

令和5年度第1回 船橋市青少年問題協議会

議事録

令和5年7月19日（水）

午前10時02分～11時37分

船橋市役所6階 602会議室

1 開会

2 議題

(1) 青少年を取り巻く環境と課題について

- ・船橋警察署
- ・船橋市民生児童委員協議会

(2) 市内小中学校の不登校児童生徒の現状と対策について

(3) 令和4年度青少年関係事業実績報告及び令和5年度青少年関係事業実施計画について

3 報告事項

- ・ひきこもり支援について（地域福祉課）
- ・船橋市再犯防止推進計画の策定について（福祉政策課）

午前10時02分開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第1回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、松戸徹船橋市長よりご挨拶をお願いいたします。

○松戸市長

皆様、おはようございます。令和5年度の青少年問題協議会、大変暑い日でありますけれども、ご出席をいただきましてありがとうございます。そして、皆様方には、それぞれの分野で青少年の健全育成をはじめとして、様々な形でまちづくりのためにもお力添えいただいておりますことを、まず初めに御礼を申し上げます。そして、令和5年度からは新たに10名の委員の方が就任をしていただきました。改めて今後も引き続き子供たちのためにお力添えをいただければと思っています。

新型コロナウイルスも5類に移行してから、このところ市内の様々なイベントが復活をして、そういった場所に子供たちも数多く参加をする状況が見られます。その一方で、これまでも言われておりましたけれども、インターネット上のいろいろないじめですとか様々な問題があって、コロナの間にこれがさらに見えにくくなっている状況があるのではないかという感も強めております。そうした中で、この青少年問題協議会、これまでも様々な子供たちを取り巻く課題についてご説明をする中で、情報共有をしてご意見をいただいて子供たちの健全育成の環境をつくるために大きな役割を果たしてまいりました。

市としても、これまで各学校への独自のスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置等を行ってきました。今、資料のほうをお配りさせていただきましたけれども、令和4年度に行った市独自のヤングケアラーの調査に基づいて今年度からその対応を始めまして、昨日からLINEによる相談を開始いたしました。

ヤングケアラーの調査につきましては、高校生までを全部対象として5万人弱の人にアンケートをお送りしました。高校生のほうは郵送で行って回答率が低かったのですが、小中学校については子供たち各学校で協力をしていただいて、1人1台端末を活用して、6割以上の子供たちから回答を得ております。この回答数は全体で2万人を超えていて、国全体の調査の回答数よりも多い調査になっておまして、市としては非常にきめ細かい情報が得られたというふうに考えております。このヤングケアラーの問題、9月からは市独自で生活支援ですとか職業支援も県内で唯一始めることにいたしておりますけれども、やはり様々な事案についてきめ細やかに取り組んでいくことが何よりも必要だと考えております。

私も最近子供たちと会う機会が非常に増えました。その中で非常に感じるのは、やはり子供たちは基本的には変わっていない。生きる力を持っていると思います。あとは、家庭、学校、地域、社会がどうやって子供たちを育てていくかによって子供たちの人生が変わってしまいますし、これからの社会そのものも変わっていくと思います。そうした意味で、この青少年問題協議会でさらにいろいろなご意見を承って、それを共有しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

皆様のこれからのご活躍を改めてご祈念申し上げて、御礼を兼ねてのご挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願い致します。

○事務局

ありがとうございました。

市長におかれましては、ここで退席されます。改めてありがとうございます。

○松戸市長

よろしくお願い致します。

(松戸市長 退席)

○事務局

改めまして、おはようございます。

まず、資料の確認をさせていただきます。本日配付させていただきました資料は、「次第」「席次表」「令和5年度第1回船橋市青少年問題協議会資料」1～4ページになっているものです。以上3点となります。また、委員のほうには事前に青色の冊子「令和5年度船橋市青少年問題協議会」をお配りしております。本日お持ちでない方は、こちらの冊子については予備がございます。恐れ入りますが、不足資料がございましたら、挙手をお願いいたします。

追加資料としまして、委員のほうに「広報ふなばし（7月15日）」と「気軽にLINEしてみよう！」をお配りさせていただいております。お手元にごございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回新たに委嘱状を交付させていただき、初めて出席される委員の方もいらっしゃると思いますので、ここで改めまして皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。お配りしました席次表の桜井委員から、反時計回りに山崎委員までお願いいたします。山崎委員の後には、外側の野口委員から同じく反時計回りに自己紹介いただきますようお願いいたします。よろしくお願い致します。

○桜井委員

皆さん、こんにちは。船橋市議会議員の桜井信明です。今年度、青少年問題協議会の中で私も一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○青木委員

皆様、おはようございます。船橋市議会議員の青木はるかと申します。どうぞよろしくお願い致します。

○岩井委員

おはようございます。市議員の岩井友子でございます。よろしくお願いいたします。

○石田委員代理（船橋警察署 武内生活安全課少年係長）

おはようございます。船橋警察署の生活安全課の少年係の武内といいます。署長が欠席で私のほうで代理出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○地引委員

おはようございます。校長会を代表させていただきます地引敦と申します。よろしくお願いいたします。

○本庄委員

皆さん、おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーションの本庄です。よろしくお願いいたします。

○早川委員

おはようございます。船橋市自治会連合協議会の会長をしております早川淑男といいます。よろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

おはようございます。私、船橋市民生児童委員協議会から出向しております岩瀬日出夫と申します。よろしくどうぞお願いをいたします。

○小出委員

おはようございます。社会福祉協議会の小出正明と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○戸松委員

おはようございます。船橋地区保護司会の戸松でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○加瀬委員

おはようございます。青少年センター運営協議会会長の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○山崎委員

船橋市スポーツ協会の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

○野口委員

おはようございます。船橋市スポーツ推進委員協議会の会長、野口と申します。よろしくお願いいたします。

○村木委員

おはようございます。青少年相談員連絡協議会の村木と申します。よろしくお願いいたします。

○大塚委員

船橋市少年少女団体連絡協議会の大塚と申します。ひとつよろしくお願いいたします。

○三澤委員

いつもお世話になっております。生涯学習部長の三澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○森委員

おはようございます。こども家庭部長の森と申します。よろしくお願ひいたします。

○日高委員

学校教育部長の日高と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○丹羽委員

船橋市青少年補導委員連絡協議会の会長を務めております丹羽と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、社会教育委員代表の草野副会長、船橋市東警察署の滝口委員、市川児童相談所船橋支所の児玉委員、PTA連合会の原野委員、市立船橋高等学校の津田委員より、欠席の連絡を受けております。

また、船橋警察署長の石田委員は欠席されておりますが、オブザーバーといたしまして船橋警察署生活安全課の武内係長にご出席をいただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから、傍聴人の受付をいたしましたところ、傍聴希望者が1名おります。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

承知しました。

本日傍聴人が1名いらっしゃいます。委員の皆様方にお諮りいたします。入室を許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、傍聴人を入室させてください。

（傍聴人 入室）

○議長（丹羽会長）

傍聴人におかれましては、お渡ししました傍聴に関する事項遵守をお願いいたします。

ただいまより、令和5年度第1回船橋市青少年問題協議会を開会いたします。

それでは、挨拶させていただきます。

本日は、ご多用のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。令和5年度と改まりまして、一部の委員が交代されました。本協議会の会長を務めさせていただいております丹羽浩道と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルスも5月8日より感染症2類から5類の扱いとなりまして、社会生活として受け止め方は変わりましたが、感染力はやや衰えていないところもあり感染が増加傾向ということで、熱中症と併せまして用心は必要かと感じております。ご存じだと思いますけれども、千葉県感染症情報センターから週ごとに、今日はちょうど水曜日ですが、こちらのほうで詳細な年齢ごとの感染状況も発表されておりますので、もし心配な方はご覧いただければと思います。

先ほど市長からもお話がありましたけれども、お手元の「広報ふなばし（7月15日号）」にもありますとおり、昨年5月に市内の小学校4年生から高校生相当の5万人を対象に、いわゆる子供としての時間を引き換えに家事や子供の世話をしている子供たち、ヤングケアラーの実態調査を行っていただきまして、約2万3,000人の回答を基にして、早くも新たな相談窓口を開設していただきました。本当にありがとうございます。生活の多様化によりまして紋切り型の対応では解決が大変難しいでしょうから、それぞれ個別に専門家に相談して、支援や解決方法を探るとするのはすばらしいことだと思っております。

ニュースを耳にしますと、どうしてそんなことが起こってしまったのだろうというような青少年関係の大きな事件も起こっておりますけれども、ここにお集まりの方々をはじめとしました皆様のご協力や情報共有によりまして、船橋市の青少年の問題が少しでも解消につながるよう、そうした会議になればと考えておりますので、本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。船橋市保護司会の戸松委員と船橋市スポーツ協会の山崎委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議題（1）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。

今回は、船橋警察署、船橋市民生児童委員協議会から、青少年を取り巻く現状と課題などについてご報告をいただく予定であります。船橋東警察署から本来ご報告をいただく予定でありましたけれども、本日欠席のため、2団体からご報告をいただきたいと思っております。また、ご質問につきましては、2団体からご報告をいただいた後にお受けしたいと思っております。

それでは、初めに、船橋警察署からお願いしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○石田委員代理（船橋警察署 武内生活安全課少年係長）

船橋警察署生活安全課少年係の武内といいます。着座にて失礼いたします。

私からは、青少年を取り巻く現状として、船橋警察署管内における少年の非行や補導、児童虐待の現状について、簡単ではございますが説明させていただきたいと思っております。

非行については、船橋署管内においては6月末現在で20件、前年比マイナス9件となっており、前年に比べると減少傾向となっております。しかしながら、万引きや自転車盗といった身近で起こる軽微な犯罪が増加しているような状況が見受けられます。

少年の補導状況ですが、船橋署管内においては本年6月末に161件、前年比からマイナス119件となっており、主な行為としては深夜徘徊、喫煙、飲酒等が主だった不良行為となっております。件数総数としましては、船橋署管内では減少傾向の状況となっております。

また、青少年が関わる事件として、児童ポルノだとか児童買春の被害に遭ってしまう事件を認知しております。これについては、現在インターネット社会で携帯電話が普及しており、1人1台持っていることが要因だと挙げられております。携帯電話でSNSを出会いのツールとして用いて、交友関係が広範囲になっていることが現状うかがえると思っております。現在、船橋署でも認知しているのですが、女子児童がインターネットで知り合っており、通称「トー横キッズ」、東京都内で接触して、その後、性被害に遭ったという事件を認知しております。これもまたインターネットが普及して青少年の行動範囲が広がっているという印象を持っております。

次に、児童虐待についてですが、船橋署管内では令和5年6月末現在で115件を児童通告しています。主に心理的虐待として児童通告していることが多いのですが、この要因としては、夫婦げんかが発生して、その夫婦げんかを児童が目撃している状況となります。警察としては夫婦げんかだから民事不介入というわけではなく、男女間のトラブルで重大事案と発展しないためにも、警察としては指導、警告、事案対応をしている状況です。児童虐待についても、児童の面前でけんかや暴言などを認知すれば、重大事案に発展しないためにも細心の注意を払っている状況となっております。

簡単ではありますが、船橋署管内の状況となります。

青少年の健全育成を図るために関係機関団体と連携対応し、皆様方のご協力をいただきながら青少年の健全育成のために活動ができればと考えていますので、引き続きよろしくお願いたします。

また、先ほどからもありますとおり、ヤングケアラーについても、市の相談窓口で緊急性が高いものであれば本部少年課のほうに連絡が来て、船橋署管内であれば船橋署、船橋東警察署管内であれば船橋東警察署のほうに情報が来ます。それについて対応を図っていきたく思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

続きまして、船橋市民生児童委員協議会からよろしく願いいたします。

○岩瀬委員

ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

青少年を取り巻く現状と課題についてということで、まず私ども民生児童委員は、昨年の12月1日をもって新規スタートいたしました。船橋市内に794名が委嘱されており、その中に主任児童委員さんが55名いらっしゃいます。これは子供たちを専門に見る機関ということで、学校と緊密に連絡を取り合い問題解決に取り組んでおります。また、担当事務局では、年4回、市内5ブロックより主任児童委員さんの代表者に来ていただきまして、家庭児童相談室とともに会議を設けております。

その会議の中での事例の一つですが、時代背景の変わり方、また、SNSの普及ということで、家庭児童相談室より小・中学校に通う姉妹の案件の話がありました。実母以外に実母の内縁の夫とその連れ子、合わせて5人の家族ということで、姉妹が昨年の夏頃に深夜から明け方に徘徊しているとの話で、離れている実父より通報があり、娘のインスタグラム投稿を見て事実を確認したという形です。一度、児相が実母に連絡をしたところ、しっかり注意したから今後は行政は関わらないでほしいという主張で、それ以降、児相からの電話には出なくなってしまったと。担当主任児童委員は、中学校長と生活指導教諭とともに情報を共有し、時間のあるときに自宅周辺を深夜に巡回していますということ。

また、顔見知りの20代前半の2人のお子様を持っている方と虐待について話したことがありました。その中で、私はお母さんがいて、困ったときには子供を見てくれたりすることがあるけれども、話す人とか見てくれる人がいなければ私も虐待をしてしまうかもしれないと、虐待をするお母さんの気持ちが分かれると平然と話されたことに、主任児童委員のほうは衝撃を受けたという話をしておりました。

小さな子供に声をかけたりするのも不審がられる昨今、どのように小さな子供を持つお母さんと向き合えばいいのか迷いますという話でございます。近所にいけば「大きくなったね」ということで自然な形でコミュニケーションを取れるのですが、という話でございます。

また、時代背景といたしまして外国の方の増加ということで、ネパール人の家族について地区の民生委員さんを通して相談があり、小学1年生と乳児がいる家庭で、小学1年生の子は特別支援学級に通っております。癩癩を起こしたりすると裸ですぐ家を飛び出したりして、お母さんも追いかけて、乳児がいるので大変だという話です。

また、親が子に厳しく叱っている姿をたびたび近隣の方が目撃して、虐待ではないかと心配している相談もありました。

父親はカレー屋さんを営業しているので日本語が上手ですがけれども、母親のほうは日本語がまだ片言で、日本語を読むのが苦手ということで、学校からの手紙を読んだりするの

が非常につらいと、誰かサポートをしてくれればという話があったということでございます。

夏休み前に地区の民生委員とご家庭を訪問し、何か困ったことがあればと伝えてきましたが、訪問時に気になったのは、外に出ていかないように子供部屋に鍵をかけているという話でした。この辺のところも非常に心配なところですよという話がありました。

見守りを継続している家庭では、母はベルギー人とのハーフ、大きな声で子供に罵声を浴びせている、夜の11時頃に買い物に行かせたりすることもあり、文化の違いも否めないところがあると感じております。

報告はそんな形で、先ほども出ましたヤングケアラーに関しても、5月の私ども民生委員大会では、専門の講師に来ていただき講演をお願いいたしました。これからも各関係機関と連携をして進めてまいりたいと思います。

民生児童委員からは以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。警察の現在の状況と、民生委員さんたちのご苦勞の話も聞かせていただきまして、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方からのご意見、ご質問を賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

私のほうから一点だけ警察の方にお聞きしたいのですが、特殊詐欺等の加害に加わったりということは、船橋市の青少年はいかがなのでしょうか。

○石田委員代理（船橋警察署 武内生活安全課少年係長）

特殊詐欺についても刑事二課という部門が担当しておりますけれども、低年齢層の方でも加担するというのを聞いておりますので、それについても状況を連携しながら対応を図っているような状況となっております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。本当に闇バイトという言葉が正しいのかどうか、犯罪バイトではないかと思っておりますけれども、闇バイトで通ってしまっている世の中を何とか正していかなくてはいけないのではないかと思います。

よろしいでしょうか。ご意見等は大丈夫ですか。

お願いいたします。

○岩井委員

すみません、初歩的なことを伺いたいのですが、先ほど船橋署管内ということでご報告をいただいたのですが、そうすると船橋全体ではなくて、東署のほうは入っていない数字ということでしょうか。

○石田委員代理（船橋警察署 武内生活安全課少年係長）

船橋市は人口も多くてエリアも広いということで、船橋署と船橋東警察署に分かれておりまして、船橋駅周辺が船橋署管内となっており、北習志野駅周辺が船橋東警察署の管内

となっております。先ほど報告させていただいたのは船橋署で集計させていただいたもの
ですので、申し訳ないですが、船橋東警察署はこの件数には含まれていない状況となっ
ております。

○議長（丹羽会長）

よろしいでしょうか。

○岩井委員

はい。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ほかには大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

議題（２）の「市内小中学校の不登校児童生徒の現状と対策について」です。

昨今ニュース等で目にすることがある件だと思えますが、船橋市内の状況について担当
部署より現状や相談方法等も含めてお話を伺いたいと思えます。よろしくお願いいたしま
す。

○指導課長

よろしくお願ひします。教育委員会指導課でございます。

不登校児童生徒の現状と対策というところでご説明させていただきます。資料１の１枚
目の表をご覧くださいませでしょうか。

令和４年度は、小学校では前年度より１２２名増の５１０名となり、中学校では７７６名で１４
名の増加となりました。平成３０年度からの推移を見ましても、全児童生徒数に占める不登
校人数の割合は、小学校で平成３０年度の０．７％から１．５４％へ、中学校では３．４５％から
４．９５％へと増加しております。

具体的な対策といたしましては、各学校に配置しているスクールカウンセラーの有効活
用を通して、教育相談体制の一層の強化を各学校にお願いしているところでございま
す。また、青少年センターと指導課職員で生徒指導に関する小学校訪問を実施し、その中で長
期欠席児童の状況を把握するとともに、各学校の実態に即して協議及び助言を行って
おります。中学校におきましては、校内不登校支援教室の効果的な運用を推進するために、県
教育委員会の葛南教育事務所の担当者と訪問させていただき、指導助言を行って
おります。

今後も不登校児童生徒が増加している要因や背景を探りながら、充実した研修や適切な
助言ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○総合教育センター所長

続いて、総合教育センターよりご報告申し上げます。

総合教育センターでは、教育相談班が教育相談を行っており、不登校に関する相談をお
受けしております。相談体制は電話か面接による面談となります。面接相談では、親子で

来所していただき、親担当、子担当という形で、2名の相談員がそれぞれの面接を行う体制を取っております。お子さんはプレイルームで相談員と体を動かしたりゲームをしたりしながら、気持ちをリラックスさせ緊張せずに話せるようにしております。

資料中段につきましては、教育相談件数です。令和2年度はコロナによる休校の年であり相談件数が減少しましたが、その後はまた増加に転じております。令和3年度以降は、相談全体の60%以上が不登校や登校しぶりの相談となっており、ここ数年の傾向として、小学生の相談が増加しております。

また、不登校の児童生徒の学校以外の居場所として、サポートルームひまわり、NPO法人学校支援さざんかの会 ふれあい「夢のふなっこ」がごさいます。サポートルームでは、集団生活の適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善のための相談や指導を行い、社会的自立へ向けての支援を行っております。

なお、令和6年4月から古和釜中学校内に第2サポートルームの開設を予定しております。また、ふれあい「夢のふなっこ」では、家から外出できない児童生徒に対して家庭訪問を中心に行い、外出、通所につながるよう支援しております。

以上です。

○青少年センター所長

続きまして、青少年センターです。よろしくお願いいたします。

まず、青少年センターの事業は、補導活動、相談活動、環境浄化・広報活動の3つの活動を中心に取り組んでおります。不登校児童生徒への対応は相談活動に含まれる業務となります。

資料の上段、相談の総件数の推移についてですが、新規相談は、相談を受け付けた件数となります。来所・訪問相談、電話相談については、来所・訪問、電話相談をするごとに1件とカウントした延べ件数となります。

下段の「不登校・登校しぶりが主訴の相談件数」をご覧ください。不登校・登校しぶりを主訴とする新規相談は、令和4年度に小学校が25件、中学校が45件で、計70件となります。コロナ以前の件数に戻ってきている傾向です。令和2年度・3年度は、来所・訪問相談、電話相談の件数は減少しています。これについては、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休校が続いたことや、夏休み明け、学校において部分登校の処置をするなど、活動が停滞していたこともあり、前年の数字と比較が難しいところもごさいます。新規相談の件数はコロナ禍においてやや減少したものの、大幅な減少はないことから、継続的な相談につながらないケースや、来所相談につながったが通所する頻度が少ないケースが複数あったことなども減少の一因となっていることが考えられます。

青少年センターには本所と高根木戸近隣公園付近にある北部分室があります。住居地や通所のしやすさにより、それぞれ本所、北部分室が関わるケースも増えてきている状態です。相談者が通いやすいほうを選んでいただいているのが現状です。通所する児童生徒は、基本的に個別対応をしております。自学自習をし、または相談活動を行いつつ、軽スポー

ツなどを通して、中には通所している児童生徒同士が交流する場面もあります。

さらに、青少年センターでは、不登校児童生徒対策の一環として、夏休みに一宮ふれあいキャンプを実施しています。これは昭和57年より継続して実施してきた事業でございます。数年前より全中学校の生徒指導主事27名が研修の一環として参加をさせていただいております。充実した事業になってきております。令和2年度・3年度は中止となりましたが、昨年度は3年ぶりに実施することができ、24名の児童生徒が参加いたしました。今年度につきましても8月24日から26日までキャンプを行う準備をしているところです。このキャンプに参加した児童生徒が学校の別室に通うようになったり、継続して環境美化に関わったり通所したりするなど前向きな形で動き出すことも多く、大変価値のある事業であると感じております。

不登校児童生徒は今後も増加する傾向が考えられます。今後も学校や他の関係機関と連携しながら学校復帰を目指すとともに、将来の社会的自立を目指し、支援や相談活動を進めていきたいと考えております。

青少年センターからは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。ただいま担当部署のほうからご説明いただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等を賜りたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

お願いいたします。

○村木委員

ご報告ありがとうございました。青少年相談員連絡協議会の村木です。

2点教えていただきたいのですが、まず不登校の定義を私は知らないのですが、教えていただけたら幸いです。2点目が、不登校や登校しぶりにつながる背景としてどのようなことがあるのか、公開できる範囲で結構ですので、教えていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○指導課長

指導課からお答えいたします。

不登校の定義につきましては、30日以上欠席をもって不登校児童生徒というカウントになります。

背景としましては、不登校児童生徒の個々の状況は様々な要因がありまして、それが複雑に絡んで不登校になっているというところがありまして、一概にこれが理由でということに絞ることがなかなか難しい状況というところが今のところの背景となっております。

○議長（丹羽会長）

よろしいですか。

○村木委員

ありがとうございます。うちの子もちょっと不登校になってしまうのではないかと心配なところがあって、聞かせていただきました。そのときは、子供同士のちょっとした言葉

がきっかけで、「あの子怖い」とか、そういう小さなきっかけからつながったのかなと思
ったので。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ほかにどなたかございませんか。

お願いいたします。

○早川委員

自治会連合協議会の早川といいます。私は地元の中学校の学校運営協議会委員と小学校
の学校評議員をやらせていただいています。各小学校・中学校からも不登校の生徒がどの
ぐらいいるというお話は伺っておりまして、心を痛めているところです。

一方で、私はこの十数年、毎朝子供たちを見守るスクールガードをやっておりまして、
あるときから突然子供が来なくなる。しばらくたって出てきたので、「ぼうや、病気だっ
たの」と聞くと、「いや、そんなことない。足踏まれるから嫌なんだ」「先生が嫌い、あ
の子も嫌い」、こういう理由で何日か登校しぶりをやったようです。

それともう一つ、不登校の問題に関しては、小学校からずっと学校へ行っていないお子
さんが、中学校へ行ってもいまだに学校へ行かない。私は2人の不登校のお母さんとちょ
っと話をしてみました。1人のお母さんは、「行きたくないと言うんだから、しょうがな
いわよ。何回言ったって行きたくない。小さい頃からずっとそうなんだから」、こういう
言い方をされるお母さん。もう一人の方は、スクールカウンセラーにいろいろと相談をし
ているんだけど、なかなか方向性が見いだせないと深刻に悩んでおられる方。どうも
二極化しているような感じを受けます。

このお母さんいわく、「どうせ義務教育って落第も留年もないんだから、いいのよ、こ
のままでも」という感じのことをおっしゃるのですが、これからの長い将来を考えると本
当にいいのかな。いろいろ問題はあるかなど。地域としてもできるだけお手伝いができれ
ばいいかなと思うのですが、先ほど岩瀬委員からも報告がありましたように、そっとして
おいてくれ、関わらないでくれ、という方が結構いらっしゃるしまして、私もかつて民生児
童委員をやっているときに、「うちにはもう来ないで」というようなお母さんもいらっし
やるので、地域の中で見ていても、難しい問題だなというのを常々実感しております。

特にDVの関係でいくと、警察の方にも立ち会っていただいて私どもが家庭訪問をする
と、お子さんがお母さんの後ろに隠れて「何でもないよ」という感じなんですね。しばら
くたつと、また叱る声と泣き声で、また行くと、やっぱりお子さんはお母さんの後ろに隠
れている。こういう実態を見ていると、手の施しようがないと言うとちょっと語弊がある
のですが、なかなか私たちは立ち入れないところがある。学校の皆さんも当然悩んでいら
っしゃるだろうと思いますが、そのような状況であるということをご認識いただければと
思います。

○岩井委員

先ほどの不登校の要因、不登校の背景のことなのですが、先ほど指導課さんの報告の中

で、不登校の背景がどうなっているのかというのを調べているということ、それから、不登校の背景は様々な要因があるということだったのですが、全然分からないんですね。様々な要因ってどんな要因なのか全く分からなくて、それでもこれだけの子供たちが不登校になっているわけです。

現段階で船橋市の教育委員会として、この不登校になっている子供さんたち、小中学校で昨年度で1,286人、2,000人近い不登校の子供たちがいるわけですよ。ただ様々な要因がありますと一言で片づけられるようなことではないと思うんですね。これだけずっと長く不登校の問題が起こっているわけですから、教育委員会としてどういう背景があるのか、現段階での認識というのは、この場所にきちんと報告していただいて、みんなの力でどうしていったらいいのか考えられるようなことを提示していただけないのかなというふうに思います。

○指導課長

指導課でございます。

不登校の要因が様々というところで片づけられないのは重々承知で、細かく挙げますと、やはり友人関係のことであったり、対人関係のことであったり、あとは家庭の問題であったりとか、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因が背景になっているというところで、学校と不登校を抱えている本人と保護者と、きちんと面接、相談しながら要因を把握し、その解決に向けてやっているというところでございます。

○岩井委員

個別のケースについては、一つずつについて関係者で相談しながらやっているのだと思うのですが、これだけ多くある、これだけ増えてきているということに対して、どういう対応をしたらいいのかというのを、もっと専門的に研究をすとか、専門家の人たちも交えて今の状況をどう解決をしていったらいいのか、そういう方策というのはどんなふうに検討されているのですか。

○指導課長

長欠対策協議会というのを指導課のほうで主催しております、年2回、今まで1回だったのですが、やはり不登校の児童生徒が増えているという現状をしっかりと捉えて、5月と10月に2回開催するようにいたしました。1回開催のときは現状を各学校から集約して、それについてはこんなふうに対応していきましょうというような情報共有、情報交換の場からの進展・発展というところだったのですが、2回の開催にしてからは、5月と10月に開催するようになり、5月には不登校児童生徒が発生したときにいろいろある関係機関を担当の先生方に広く周知し、そして、10月の2回目の協議会のときに、その現状と内容を確認しながら対策・対応を考えるというようなことをやっています。

また、年明けの1月には、小・中・特別支援学校生徒指導研修会を指導課のほうで主催しまして、生徒指導担当の先生、長欠担当の先生を集めまして、各ブロックに分かれまして情報交換、それから現状の把握、それから対策・対応というところをやっているところ

でございます。

○議長（丹羽会長）

ちょっと私からいいですか。

いろいろな理由があるということ。青少年センターの先生のお話を聞いたり、不登校の相談に乗ったり、あるいは地元の学校評議会に参加させていただいておりますけれども、本当にパターンがつかれないようなんです。お一人お一人、様々な理由があると、本当にそのとおりらしいです。中には、先ほど早川さんがおっしゃったとおり、お見えになって親身に相談される方もいらっしゃるのですが、親自体も居留守を使うということが起こっています。ですので、本当に今の与えられたリソースの中で先生方は頑張っていることは重々理解しているのですが、一つのハードルの越え方として、ちょっとテレビで見たことですが、今、GIGA スクール構想でお一人お一人に端末が渡っていますよね。そこで授業をしていただくというのは一つの案かなと思います。

私、自分の恥をさらすようで恥ずかしいですが、実は小学校4年のときに不登校児童になりました。やはりちょっと先生と馬が合わなかったところと、私のことですから40年以上前なので高圧的な先生だったんですね。そうすると、やはりクラスの中がすごく雰囲気が悪くなるんですよ。それで学校に行きたくないと。朝、熱を測ると熱があるんです、7度ちょっと。頭も確かに痛くなるんです。だから、人間の体って拒否反応を起こすと、知恵熱とよく言われますけれども、そういうことが起こり得るということは自分でも経験しました。

その中で、学校に行きたくない一つの理由としては、授業に遅れてしまって、行ってももう分からなくなってしまっているんじゃないかという恐怖感があると思います。これは小学校だけではなくて中学校・高校になっても、授業の進みが早ければ早いほどそういう気持ちになる方もいらっしゃいますし、高校の学校評議員会に出向いても、授業が遅れることもそうですし、周りの方の目をすごく気にされているそうです。何日か学校に行かずたまに外に出ると、周りの方が自分を見ているんじゃないかと。そういったことで、さらに家から出られなくなってしまうということもあります。後でひきこもりの話もありますけれども。その一つの解決方法としては、授業を在宅でやっていただくというのもありかなと思います。そうするとハードルが少し下がって、ちょっと学校に行ってみようかなということもあると思います。

もう一つは、青少年センターのほうでお話を聞いても、小学校のお子さんがセンターに通うときは、危ないので親御さんが一緒に行かれるということなんですね。それはなかなか難しいので、最終的には先ほどおっしゃったとおり別室で、みんなと入れなくても学校に来て勉強できればいいという、そんな方法も一生懸命トライされているそうですけれども、早川さんがおっしゃったとおり親の協力を得られないので、それを何とか地域の力で持っていくということも必要なかなと思います。その辺り、お知恵をお借りしてご意見いただければありがたい。

今回はその先に進むかどうか分かりませんが、一応私が見させていたっている範囲では、学校の現場としては、今の限られた先生方の人数と、不登校に対応しているこの数を見ると本当に驚きますよね、とんでもない数なので。ただ、ヒントがもう一つあるのは、これだけ増えていながら新規相談の数が割と少ないんですね。だから親御さんがどこに相談していいか分からないという心配も確かにあると思います。地域の親御さんと話したときにも、不登校気味の方がいらっしゃるんだけれども、その方がどこに相談していいか分からない。単純に総合教育センターのほうに問い合わせればいいとは思うんですけども、その一歩が踏み出せないというところもありますので、もしお困りの方がいらっしゃったら、こういう相談を受けていただけるんだということをお広めいただくことも大事な施策なのかなと思っています。

ちょっと長くなってしまって申し訳ありません。いかがでしょうか。

○岩井委員

ありがとうございます。実は私も知り合いの子供さんが不登校になっておりまして、保護者の方は本当に苦しんでいるんですね。両親とも仕事を持っていますから、学校に行かないとなると一人で置いておかなければいけないということもあって、仕事を続けられるかどうかということにもなります。

それで、その子供さんの話を親御さんがいろいろ聞く中で感じたことは、子供が学校の中でとても居心地が悪くて、いろいろなお友達の関係もあるでしょうし、担任の先生との関係もあるでしょうし、いろいろな要因が確かにあるのだと思いますが、子供が居心地が悪い、いるのが辛いという状況があって、「お母さん、自分を無理に学校に行かせないで」と、そういう状況のようです。

子供たちが本当に居心地がいい、安心して学校にいられるような状況というのをやっぱりつくる必要がありますし、そのためにどうしたらいいのかというのを本当に考えなければいけないと思います。先ほど会長さんおっしゃったように、先生の数が限られていますから、その中でできることは本当に限られてしまうと思います。でも、それで不登校をそのままにしていけないかといったら、そういうことはないですし、やはり先生が足りないのだったら必要なだけ先生を確保する、不登校にならないように、子供の居心地がどうなっているのかと、行き届く、そういう目を持った教員をいっぱい配置する必要があるのではないかと思います。

それと、不登校になっている子供さんの話を聞きますと、休んでいる間の勉強は学校では見てもらえない。休んだら休んだときの授業のことについては自己責任になってしまっている。そういうこともさらに不登校が長引いてしまうような要因になっているのではないかなと思います。1,300人近い子供たちが不登校でいる。このことに対する対策というのを本気になってやらなければいけないのではないかな。教育委員会として対策を具体化していけないと、結局増えるだけ、なるようにしかならないみたいな、それは教育ではないと思いますので、そこは教員の配置を増やすということも含めてしっかり取り組んでいた

だきたいと思います。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ほかには。

よろしく申し上げます。

○大塚委員

大塚です。今のお話を聞いていて、将来を担う子供たちの今後について真剣にお話をされていることは、大変この委員会として大事なことだと思います。学校の先生がいろいろ問題があるというのは分かるのですが、今、船橋の小中学校で長く休職をされて、病になっている方、こういう方々が何%ぐらいいらっしゃるのでしょうか。その原因はどういう問題があるのかというのは、話は聞くのですが、先生方の休んでいる実態、病気なのか、それとも何か原因があるのか。こういう問題に対して、一方的ではなくて両方を出すことによって、ほかに解決策がないかということも我々の仕事ではないかと思しますので、もし分かることであれば教えていただきたいと思います。

○議長（丹羽会長）

いかがでしょうか。

○学務課長

教育委員会学務課です。

今現在、教員で休んでいるという部分ですけれども、多くは産休・育休ということで、お子さんを出産しているという状況があります。それ以外にも、病気で休む、それから看護休暇ということでご家族の方を看護する形で休んでいるということが理由として挙げられます。パーセンテージについては、すみません、今、数の持ち合わせがありませんので、以上になります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。もしよろしければ、次回の際にその辺りご提示いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

先ほど民生児童委員の岩瀬委員からもありましたとおり、相談をうまく受けてくれるかということも、こういった問題で現状をつかむといいますか、先生方もお訪ねしても居留守ということもあつたりするので、非常に難しい問題だと思いますけれども、やはり先生方が足りないということも事実だと思います。

市内かどうか分かりませんが、県の校長先生方の定年が少し延びて長くお勤めしていただいて、一人でも教員に就かれる方が多くなるような施策を取っていただいているようです。その辺り、皆様のご提案によって少しでも改善できるように努めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。

議題（３）の「令和４年度青少年関係事業実績報告及び令和５年度青少年関係事業実施計画」につきまして、事務局より、よろしくお願いたします。

○青少年課長

令和４年度青少年関係事業実績報告及び令和５年度青少年関係事業実施計画についてまとめております水色の表紙の冊子の見方について、まずご説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。関係機関、市で実施していただく事業としまして、こちらにあります「船橋市青少年総合対策」を基本として実施しております。

「１．基本方針」の下から２行目に、「この船橋市青少年総合対策は、家庭、地域、学校、企業、行政等がそれぞれに役割を果たし、緊密な連携と協力を図り、青少年健全育成施策を積極的に推進するものである。」と書かれております。本日ご参加の青少年関係機関・団体、市教育委員会は、それぞれの専門分野を生かし、基本目標（推進目標）に沿った事業を実施することとなります。

ページ戻りますけれども、まず１ページ、こちらにあります青少年関係事業実績報告書は、市教育委員会が実施した事業報告の書式となります。

①の重点目標に記載する事項について説明いたします。先ほどご覧いただきました６ページ、７ページに記載されています船橋市青少年総合対策の「３．基本目標（推進目標）」の中から、該当する各団体の実施事業に該当する推進目標を全て選定します。

⑥の目標値につきましては、所管課による自己目標、数値を記入しております。

次に、⑧の達成度ですが、目標値と実績値を比較し、２ページの⑧、四角く囲ってあります表の中を参考に達成度を照らして、ＡからＤの４段階の達成度を記入いたします。

⑨の総合評価ですが、こちらは達成度を含めて事業の狙いや意図に即しているか、その評価（効果・課題・検討事項等）の総合的な自己評価が記入されています。

続きまして、３ページの青少年関係事業実施計画書につきましては、こちらも先ほどの６～７ページの基本目標（推進目標）を基に実施事業を記入することとなります。

それでは、令和４年度青少年関係事業実績を報告させていただきます。

冊子９ページの船橋市警察署から１７ページの青少年補導委員連絡協議会までにつきましては、市教育委員会以外の関係機関・団体からの報告事項となっております。それ以降の１８ページから８８ページまでは、市及び教育委員会の実施する事業で、目標値の達成度を含めて総合的な自己評価を行っております。本日は時間の関係上それぞれの項目ごとにご説明する時間はありませんが、指標の達成度についてご説明いたします。

ページ戻りますけれども、冊子８ページをご覧ください。こちらには、令和４年度事業の指標の達成度の内訳が記載されております。達成度ごとに前年度である令和３年度と比較をいたしますと、まず達成度Ａが前年度では９９件で今回はプラス４０、Ｂが前年度３４件でプラス３、Ｃが前年度１９件でプラス５、Ｄが前年度２０件でマイナス６、達成度なしが前年度１１３件でマイナス４０、合計が前年度２８５件でプラス２となっております。

令和３年度では、新型コロナウイルスにより事業を中止し、達成度なしで評価したもの

も多かったため、感染対策を図りながら事業を再開し始めました令和4年度では、Aが増えて達成度なしが減っている状況となっております。

続きまして、令和5年度青少年関係事業実施計画書についてご報告いたします。

青少年関係事業実施計画書につきましては、89ページから158ページにかけて、推進目標の(1)から(5)の各項目に分かれて掲載をされております。

それぞれの推進目標につきまして報告いたします。

まず、冊子の89ページをご覧ください。基本目標(1)「青少年の健やかな成長を支援」として、1から5の推進目標に基づき事業が計画されております。こちら128の事業が111ページまで掲載されております。

続いて、112ページです。推進目標(2)「家庭環境の充実への支援」として、1から4を重点目標として81の事業が127ページまで掲載されております。

次は128ページからになります。推進目標(3)「困難を抱える青少年の支援」として、1から3を重点目標として21の事業が134ページまで掲載されております。

次は135ページからになります。推進目標(4)「社会環境の整備」として、1から6を重点目標として86の事業が154ページまで掲載されております。

最後になります。次は155ページからです。推進目標(5)「成長を支える担い手の育成」として、1から4を重点目標として13の事業が158ページまで掲載されております。

令和5年度は推進目標(1)から(5)まで合わせて329の事業が掲載されております。

令和4年度青少年関係事業実績報告及び令和5年度青少年関係事業実施計画について、主に冊子の見方の説明となりましたけれども、目標値の設定や総合評価のポイントなどご意見をいただきまして、青少年関係事業の見直し、改善につなげられる資料としていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長(丹羽会長)

ありがとうございます。

ただいま事務局より令和4年度青少年関係事業実績報告及び令和5年度青少年関係事業実施計画について報告がございました。委員の皆様からご意見、ご質問を賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

やはりコロナの影響もあっていろいろな事業がうまく実施できず、主催の方もお悩みの部分も多いと思いますけれども、ここからまた再スタートとして充実した計画としていただきたいと思います。

いかがですか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項に移らせていただきます。

地域福祉課から「ひきこもり支援について」、福祉政策課から「船橋市再犯防止推進計画の策定について」ということで、福祉サービス部から2件の報告がございました。

それでは、福祉サービス部からお願いいたします。

○福祉サービス部長

皆様、こんにちは。福祉サービス部長の岩澤でございます。本日は、このように報告のお時間をいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。ここから着座にて失礼いたします。

本日は、この青少年問題協議会の皆様にも関連が深い事業であると思ひまして、福祉サービス部の2つの取組につきましてご報告させていただきたいと思ひます。

まず、1つ目の「ひきこもり支援」につきましては、ひきこもり支援に関し、関係機関との連携体制を構築することを目的に、船橋市ひきこもり支援プラットフォームを昨年4月1日に設置いたしました。今後、児童生徒のひきこもりや、先ほども話にございました不登校といった問題への取組に際し、皆様のご意見を伺う機会もあると思ひますので、よろしく願いいたします。

次に、2つ目の「船橋市再犯防止推進計画の策定」につきましては、犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会の一員として円滑に社会復帰することを促進するために策定するもので、非行少年を含め、犯罪をした人等を支援対象者とする計画でございます。本市といたしましても新たに策定する計画ということで、広くご意見をいただきながら進めてまいりたいと思ひますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、内容につきましては、所管の地域福祉課、福祉政策課の課長からそれぞれ説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○地域福祉課長

皆様、こんにちは。地域福祉課長の忍足と申します。着座のまま失礼いたします。

それでは、ひきこもり支援について、お手元の資料2「船橋市におけるひきこもり支援のプラットフォームについて」というA4の資料に沿ってご説明させていただきます。

まず、ひきこもり支援につきましては、令和2年10月の厚生労働省の通知において、市区町村は、ひきこもりに関する相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営、こちらについて取り組むこととされました。

本市では「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」や総合教育センター、家庭児童相談室、地域若者サポートステーションなど、それぞれの窓口でひきこもりに関する支援を行っているところでございますが、この通知を受けまして、令和4年4月にひきこもり支援に関する庁内の関係部局及び庁外の関係機関が相互かつ適宜に情報共有を図るとともに、連携してひきこもり支援に取り組む体制を構築することを目的として、船橋市ひきこもり支援プラットフォームを設置いたしました。

令和4年度は7月と11月に2回会議を開催いたしまして、各相談窓口の紹介や情報共有、ひきこもり支援窓口一覧の作成の検討などを行いました。

今年度については8月下旬頃に会議を開催する予定でございますが、各窓口においてどのようなひきこもり支援に関する事例があるか、また、どのような居場所があれば支援につながる可能性があるかについて、各支援部署・機関に調査を行い、共有・検討を行いた

いと考えております。

本市では、今年度、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築することを目的とした重層的支援体制整備事業を開始いたしました。この事業では、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う参加支援や、世代や属性を越えて交流できる場や居場所を確保する地域づくりといったメニューがありますので、これらのメニューも活用してひきこもり支援につなげてまいりたいと考えております。

地域福祉課からは以上となります。ありがとうございました。

○福祉政策課長

引き続きまして、福祉政策課 斎藤からご説明させていただきます。皆様、こんにちは。福祉政策課長 斎藤です。

福祉政策課は、この4月1日に新しくつくった組織でございます。今年度の主な事業の一つとして、本日資料3として皆様のお手元に配付させていただいております「船橋市再犯防止推進計画」、こちらを策定してまいることになっております。

それでは、お時間を少々頂戴しまして、これについて説明させていただきます。

まず、左上の「計画の概要」でございます。

皆様もうご承知のことかとは思いますが、全国の刑法犯認知件数、これは年々下がって減少にあります。ただ、全体的な減少の中で初犯者の減少というのが多くて、再犯者率というものは逆に上がってしまっているというのが我が国の現状でございます。令和2年でございますが、49.1%の方が再犯者という現状でございます。これを再犯することを防げないかという問題認識で、平成28年の12月に、国のほうで「再犯の防止等の推進に関する法律」というものができました。この中で、地方公共団体は再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされております。

本市といたしましては、国や民間団体等と連携して必要な取組をすることで、犯罪をした者等が再び罪を犯すことがなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進することによって、市民が犯罪による被害を受けることを防止して、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、今年度、船橋市再犯防止推進計画を策定することとしております。

(2) 支援の対象者でございますが、犯罪をした者等になります。こちらには「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう」と定義づけをしております。

計画の期間でございますが、原則として5年間という計画期間があるのですが、本市の場合、現在策定済みの地域福祉計画の周期と合わせたいと考えておりまして、計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3年間、1次計画としてはその計画期間で行かせていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、2番目の「計画の内容」でございます。

たくさん書いてありますけれども、かいつまんで申しますと、(1) 計画策定の趣旨、これは先ほど冒頭で説明させていただきました。それと、計画の期間でございますが、お

おむね5年としているところを、本市は3年で行かせていただきたいと思っております。また、計画の中には、(2) 地域における再犯防止を取り巻く状況、こちらは統計データ等をお示ししたいと思っております。あとは、(3) 重点課題・成果指標ということで、就労、住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等を掲げたいと思っております。また、取組の内容あるいは庁内外の推進体制等々、こういったことをお示ししたいと思っております。

右側のほうに移ってください。3番目の「具体的な取組内容」です。

計画を策定いたしまして、そのあと具体的にどう取り組んでいくかというところが重要でございます。再犯防止のためにまず重要とされていることが、服役した者等が出所したときに職業に就けるかどうか、それと、定まった住居を確保できるかどうか、この2つがかなり重要だと言われております。結局こういった生活の基盤が不安定なことによって、再び犯罪を犯してしまうという大きな要因になっているということでございますので、本市といたしましても、この(1)を中心に(7)までの具体的な取組を行っていきたいと思っております。

4番目、「策定体制・スケジュール」でございます。

現在のところ、庁内検討委員会等を開きまして、素案の検討をしている段階でございます。来月8月に外部の委員の方をお招きして第1回の策定委員会を開催する予定でございます。以後進めまして、来年の3月には計画策定という運びで考えております。

参考までに、現在のところ県内で再犯防止推進計画を策定済みの団体は、ここに記してありますとおり、千葉県、千葉市、南房総市、東金市の4団体でございます。また、参考ですが、いわゆる東葛南部圏域・北部圏域の大きな団体、市川、松戸、習志野、柏、その他の団体はまだ未策定というような状況でございます。今後、策定していかれるのではないかと考えております。

また、参考の2番といたしまして、令和2年に保護司会様のほうからご要望を頂戴しております。その中にいろいろなご要望事項がございますが、やはり一番に就労確保の支援、2番に居住先確保の支援等々のご要望を頂戴しているところですので、こういったご要望も含めて策定していきたいと考えております。

資料をもう一つ、「計画の策定体制(案)」ということで、A4のペーパーをつけさせていただいております。船橋市役所庁内検討委員会でございますが、健康福祉局長を委員長としまして、各部・各課これだけたくさんの職員に計画の策定に参画してもらおうと考えております。資料を作成した上、策定委員会のほうに資料を提出いたしまして、策定委員会につきましては学識経験者から市民に至るまで、こういった各種関係団体の方々の代表者をお招きして計画を策定していきたいと思っております。

福祉政策課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(丹羽会長)

ありがとうございます。福祉サービス部に2点ご報告をいただきました。報告事項との

ことですが、委員の皆様からご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

再犯防止推進計画につきましては、戸松委員が代表をされている保護司会の皆様がこれまで長く取り組んでいらっしやったことだと思いますので、そうした後ろ盾として進めていただければありがたいかなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

先ほど岩井委員のほうからご提案があったり、あるいは大塚委員のほうからもご提案がありましたけれども、市内でコミュニティスクールという形で、新しく学校評議員会から変わっておりますけれども、こちらの中に教職員の任用に関してのご意見もコミュニティスクールの中から教育委員会に意見を述べることもできるようになるようです。まだ一部の学校ですが、来年からはコミュニティスクールという施策が導入されると思います。そうしましたら保護者の方のご意見や地域の方のご意見を聞いて、教職員に関しての意見を述べるというふうになっておりますので、そうした形で少しでも改善できればと思っております。またご意見をどうぞよろしく願いいたします。

それでは、もう1点報告事項があるということですので、船橋市こども家庭支援課のほうから、よろしく願いいたします。

○こども家庭部長

こども家庭部です。当日の資料配付になってしまっていて大変申し訳ない状況ですが、昨年この会議において、ヤングケアラーの実態調査について報告をさせていただきました。その結果に基づいて我々船橋市としての取組を始めるということで、年度始まってから準備を整えてきたところですが、昨日7月18日からヤングケアラーの方を対象としたLINEによる相談業務を始めたところでございます。お手元のA4のチラシについては、高校生に対しての周知をするために作成したチラシでございまして、中学生・小学生については若干言葉が易しくなったチラシを学校を通じて配布していただいております。

昨年度の実態調査において、本人自身がヤングケアラーだと思うという方が回答者の1.6%、潜在的には世話をしている家族がいるという方が4.6%いらっしやいましたので、これらの方を含めた何らかの課題を抱えている方、家事の負担を担っているために本来であれば学業とか友人関係に時間を割けるはずの若い方たちに対して、家族に対する支援につなげていきたいと考えておりまして、まずは相談から始めるということで、昨日、LINE相談を始めたところです。

先ほど市長の挨拶の中にもございましたが、具体的な支援、家事援助、食事の配食サービスといったものについては、9月から事業を開始できるように今準備を進めているところでございますので、今回、LINE相談を始めたということについて、追加ではございますがご報告させていただきました。突然ですが、お時間をいただきありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

先ほど船橋警察のほうから、1人1台の端末を持っているということで負の部分があり

ましたけれども、今回の場合は、こういった形で相談しづらいことを1人1台の端末で相談できる、かなうこともあると思いますので、本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

○加瀬委員

会長、すみません。よろしいですか。

○議長（丹羽会長）

はい。お願いいたします。

○加瀬委員

青少年センターの加瀬です。ちょっとお時間いただきますけれども、実はスクールガードのことで皆さんにお願いなんですけれども、スクールガードの制度はたしか平成18年頃にできたと思います。ですから16～17年たっているかなと思いますが、スクールガードができたときの最初の皆さんへの呼びかけが、ながら活動をしように。要するに、家庭にしながら、掃除をしながら、買い物に行きながら、そういう「ながら」で子供たちを見守ろうということでしたと思っています。私もそういうつもりで町会の中でスクールガードはこういう目的だからということをお願いし、当初、私の町会で100名を超えた会員さんにスクールガードになっていただいた経緯もございます。それで市内に増えていって、今は多分相当の数のスクールガードさんがいらっしゃると思います。

実は、その「ながら」の活動でいいんですけれども、私も実はそうなのですが、子供たちが登下校でどうしても危険な箇所は、そこを子供たちだけで歩かせるわけにはいかないということで、そういう危険な箇所にスクールガードさんが立って見守るようになって、今も続いています。登下校時に押しボタン式の信号機のある交差点とか、押しボタンがない交差点ではスクールガードさんが立つ。それから、見通しの悪い交差点等。

その中で、一生懸命やっていたらスクールガードさんは本当にありがたいのですが、スクールガードには車を止める権限はございません。ところが一生懸命やり過ぎるために、車を止めてしまって子供に行きなさいと。そこでドライバーとトラブルになる。そういうことが市内で結構起きています。

それから、本来であれば、子供が手を挙げて車が止まってくれたら、スクールガードさんが旗を出して子供に行きなさいとやっていただくのが本来の姿ですけれども、なかなかそうはいかなくて車を止めてしまう。それから、これもスクールガードさんが善意でやっていただくのでしょうかけれども、信号機のところに立っているスクールガードさんが、子供の姿を見るとボタンを押してしまう。子供はスクールガードさんがいるとやってもらえるものだと思ってボタンを押すことをしないんですね。たまにスクールガードさんが用事があっていないときはボタンを押す人がいないものだから、子供はふだん押す習慣がないから押さない。

今言った車を止めてしまうとかボタンを押してしまうスクールガードさんに、それは違うだろうと、これはこうなんだよというふうに仲間のスクールガードさんが言うと、そこ

でスクールガードさん同士でトラブルになってしまう。そういう事実もあります。一生懸命やっただけなのに、なかなか言えない。

そこで、所管はどこなんだろう、児童生徒安全対策室になるのかな。子供たちはあと明日一日学校へ行くと21日から休みになりますので、夏休みが終わった9月に入ってからで結構ですけども、今私が言ったようなことを文章にして、本来のスクールガードさんのながら活動を強調するわけではないのですが、一生懸命善意でやっただけなのに、トラブルが起きないように、何かそういう文章をつくっていただいて、各団体の責任者、市内にスクールガードを取りまとめている団体があるんですけども、地域の町会とかいろいろ組織があると思います。その代表者がおりますので、そこに文章を出していただいて、スクールガードさんにその文章を読んでいただく。そういったことで、本当に暑期中頑張っているスクールガードさんが、仲間同士で、「それは違うだろう」「お前たちに旗で車を止める権限はないんだ」「いや、そんなことはない」とか、そういうトラブルにならないような解決方法を所管課で考えていただければありがたいかなというお願いでございます。

それから、もう一つ、時間が迫って申し訳ないですけども、私は習志野市との市境に住んでおまして、習志野と市境に住んでいる方は聞いたことがあると思うのですが、船橋市の防災無線で夕方になると「子供たちは帰りましょう」「地域の皆さん、子供たちの見守りをよろしくお願いします」と流れます。習志野市はこれを子供がやります。小学校の代表の子供がやります。多分録音してあるやつを流してくれていると思うのですが、「〇時になりました。子供たちは帰りましょう」と。その後、「地域の皆さん、ふだん私たちを見守っていただきありがとうございます」という言葉が出るんです。その後、「今日の担当は〇〇小学校でした」と終わるんです。これが非常にいい響きなんです。

これを船橋市で真似をしるというのは、市としてはなかなか難しいところかなと思うのですが、こういういいことをやっている。聞いても共感を持てる。たまに時間になると、今日はどこの学校がやるのかな、男の子かな、女の子かなという楽しみも出てくるんですね。

これは教育委員会ですか。所管は分かりませんが、今日は皆さんいらっしゃるのでご検討いただいて、真似するのはちょっとまずいよということであればいいんですけども、こういうことを習志野市はやっているということをお話させていただきました。

冒頭申しましたスクールガードについては、よろしく申し上げます。お時間ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

貴重なご意見、ありがとうございました。

本当にスクールガードも長くなったので、他の自治体がボランティアではなくお給金を払ってやっている市もあるようで、中には船橋市のスクールガードの方を見て、「あの方

はお小遣いをもらってやっているのよ」なんていうことをおっしゃる方もいらっしゃって、本当に失礼な話だなと思っております。これがボランティアで行われているという船橋市のすばらしさだと思いますので、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

自分の子だけではなくてという意味もあるのでしょうかけれども、小学校の保護者の方にも声をかけて、通勤途中でも見守りながら学校に送って下さいというようなことも始まったようですので、皆さんにもそういった無償で行っている尊いスクールガードだということを改めて宣伝いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の議事等は全て終了しますが、大丈夫でしょうか。

委員の皆様のご協力によりまして会議を進めることができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

次回の青少年問題協議会の開催予定でございますが、令和5年11月7日（火）午前10時から、本日と同じ、こちら市役所6階602会議室を予定しておりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第1回船橋市青少年問題協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

午前11時37分 閉会